博士学位論文内容の要旨 学位申請者氏名 尾立 要子 周辺からの共和主義:エメ・セゼールとフランス 文 題 Ħ 論 主 杳 戸田 真紀子 (EJJ) 審查委員 松下 洋 印 論文審査担当者 審查委員 松田 哲 **(印)**

本論文は、ミッテラン大統領期におけるフランス海外政策再編に占めるエメ・セゼールの役割についての実証研究である。現代フランス及び「植民地」との関わりにおける社会規範の更新が進む移行期(ポスト植民地主義時代、脱・植民地期)に、セゼールが政治アクターとして関わり果たした役割と周辺からの共和主義を明らかにしている。

松本 充豊

審査委員

秩序を崩さず脱-植民地イニシアティブを牽引してきたセゼールの見方は妥当であり、「セゼールの声を手がかりに、政治的対話が繰り返されながら、フランスの対海外(outre-mer)舵取りが存在した」という仮説から本研究は出発したが、「協力者」に関するロビンソン・ギャラハー理論を手掛かりに分析を試みたところ、政治的に「海外県」を置きながら(ポスト・アルジェリア戦争期に確立した)「現状維持」を続けようとする共和国政府に対し、「海外県」の象徴とされながら、これを退ける対象としつつ脱-植民地要求を続けた、新たなセゼール像が浮かび上がってきた。

セゼールは、フランスの国外では「同化」に反対する黒人詩人として知られた。1940-50 年代に「黒人らしさ、黒人の意識の覚醒」を表現する文学運動となったネグリチュードはセゼールの根本思想でもあるが、文化的同化主義への抵抗であると共に、植民地マルティニークから政治家となったセゼールの行動を支えた。海外県の創出と再編に深く関わった、世界的に詩人として知られるセゼールは、生涯をアンティル政治家として過ごした。その人物像、生き方は、マイノリティの闘い方の点で現代に受け継がれる。

研究には、特徴が 2 点ある。第一に、現代フランスの分権化改革初期(1981-1983 年)を構成する、あまり知られていない、フランスと植民地島の関係再編過程を取り上げている点である。海外県・海外領に関するフランス海外政策の政治過程は、1983 年までは全国区での新旧多数派の対決局面を構成し、しかも、結果として、新旧多数派の交渉過程が脱-植民地を促した。この特別な意義を備えた政治史を再構成するため、未公開公文書(1981 年から 1994 年までの大統領府、首相府および内務大臣関連文書他)の閲覧を実現し、セゼールの他、関係者である行政・政治アクター(フランス共和国の首相、大臣、国会議員、行政官、地方議員、市民運動リーダー、文化イベント業者他)への聞き取りを実施し、行政担当者と政治家、および選挙を背景に形作られた

(EII)

海外県再編過程が本土にわたったアンティル人が影響を少なからず与えたことへの注目から、オラルヒストリーを集めたことが、第二の特徴である。各サンプル数は決して多いとは言えないが、地域、社会層、社会集団の範疇を広く設定し実施した聞き取りを前提に現代政治史を再構成し、セゼールの役割に関して解釈を提出した点は、実証研究として本論の独自性の支えとなっている。

構成は、次の通りである。問題提起に続いて、第 1 章では、フランスの植民地政策との関わりにおける脱-植民地を概観する。第 2 章ではセゼールの人物に関して、アンティル人の周辺的リアリズムとの関わりから論じる。先行研究(1980 年代頭までの政治史を踏まえたバイオグラフィー、文学研究)、1970-1990 年代にかけてフォール・ド・フランス市長と仕事をした行政担当者・政治家(フランス元首相・大臣担当者のほか、シュヴァンス(プレフェ)、アリケール助役、ダラシエール元県議会議員・国民議会議員、リズ県議会議員・元老院議員など)、ジャーナリスト(ル・モンド紙 A.ロラ、P.ルイ)及び本人からの聞き取り、党機関誌、紙媒体をもとに、生涯にわたりマルティニークとフォール・ド・フランスに視点をとり活動した政治家セゼールに光を当てる。

海外県再編過程を含むフランス海外の立て直しは、共和国における集団の独自性、対外的関係の組織化、これらを承認する作業に、選挙・投票を間に挟みつつ規範の更新が繰り返される二側面から試みられている。第3章では、これを扱った先行研究(尾立2002)に、公文書とインタビューによって得られた事実を材料に検討を加え、海外県再編の政治過程におけるセゼールの役割を明らかにする。第4章は、本土にわたった海外県出身者の動向と同時代史から、脱-植民地の行方に検討を加える。以上の議論から、最後に、セゼールを介して周辺からの共和主義について論じる。

海外県の再編がアジェンダにあがる大きな節目は、ミッテラン大統領の誕生である。選挙で結果を出すために脱-植民地が模索され、フランスと海外県のあいだに顕在した「分断」が是正された1986年までの分権化期である。1981年5月、全国では社会党大統領ミッテランが支持されたが、海外県ではジスカール・デスタン(旧主流派)が支持を獲得した。次の選挙を睨み、海外県の選挙民に対して変化を印象づけることが必要であった。これまで、バイオグラフィーでも言及されていない「セゼールへの入閣」が打診されたのは(P.モロワ元首相談 2006年3月)、こうした文脈であった。

第1大統領期に進められたナショナルな次元と地域の次元での分権化改革では、歴史を背景とした地理的一体であるギアナ、グアドループ、レユニオンと同様、マルティニークに、比例代表制によって代表を選出する海外州議会の仕組みとともに、一つの代表性が与えられた。地域の独自性は反フランスとされるのではなく社会の方向性として尊重された。全国レベルでは、分権化改革および国による後見廃止、州の広域自治体化とともに、メディア改革(放送事業の多元化・民営化、社会の多様性反映の義務づけ、「自由ラジオ」許認可をめぐる諸改革)が進む文脈で、海外州が完全自治体に再編された。一つの海外県が同時に海外州を構成することになったが、その過程で、平等を約束する「県」に対し、地域の文化的アイデンティティを生かす枠組みが「州」と定義された。経済社会諮問会に加え文化・教育・コミュニケーションに関する諮問会が州の機関として置かれ、比例代表制と文化的アイデンティティを認める共通理解に制度的担保が実現した。さらには、海外県・海外領土が本土との排他的関係にある状態から地域周辺国関係を整える方向へと調整が始まる。ただし、第1大統領期には、度重なる選挙の行方に左右され、周辺国と

の協力施策に関わる改革は遅遅としたまま 1988 年以降となる。

ミッテラン大統領期にセゼールが果たした役割は、象徴的なものにとどまったとは言えない。第一に、セゼールへの入閣打診と固辞は、海外県の再編が向かった方向に影響を与えた。確かに、具体的な制度デザインとしての「自治」のヴィジョンを描かなかったが、共和国の理解について、分権化改革に協力できる部分と意見を異にする部分(憲法改正)を早々に伝えている。セゼールは、「ミッテランとは個人的にマルティニークとフランスの関係の点で意見が一致しないことから入閣を辞退した」が、それにも関わらず、実際に1981年から展開された方向と政策はセゼールの「考えに合致していた」(セゼール 談2007年8月)。これに解釈を添えるならば、単に、入閣が断られたのではなく、ミッションがない白紙委任の入閣依頼に対して、憲法改正を求めるセゼールの意見が早速伝えられ、改革は、共同で立場を揃え実現できる共和国理解の部分に優先権が与えられたと見ることができる。セゼールは83年に海外州議長に選出されている。

セゼールは大統領と社会党政府が取り立てる参照対象に転じただけではない。第二の点はタブーとの関係である。フランスとの関わりが奴隷制という特別な歴史的事実と植民地主義であったとするセゼールの歴史観が、社会党政府に共有された。共和国として、「入植者天国」を称揚する社会的方向性からの価値の重心移動を示すために、社会党政府は、奴隷制廃止 100 周年の 1948 年のセゼール演説及びヴィクトル・シェルシェールについてのセゼールの解釈を下敷きの一つとして、加えて、70 年代のフォール・ド・フランス市政策に倣い、各地の奴隷制廃止日を記念に値する休日として整備した。1985 年 12 月にミッテランがアンティルを訪問した時には、共和国大統領は、地方議会および経済社会団体とは別に、市長と市劇場で演説した。海外県が創設されて以来、フランスを代表してフォール・ド・フランス市長を公式訪問した初めての大統領は、演説で、マルティニークはあまりにも長くコロニアル精神のもとに置かれてきたことに言及している。政治家となった詩人セゼールの行動は、海外県が再編される機会となったフランス分権化改革過程で、行政の現場を含む政治アクターにとり、プロ(pro:親)植民地帝国から離れる社会規範更新の軸として参照された。

第三に、後の時代に関わるが、人物の行動とメッセージが持った影響である。本土で暮らす主にアンティル-ギアナの海外県出身者が、「奴隷の子孫」というアイデンティティを政治的に表出し始める時期(1997年)がかなり遅いことは、セゼールの認識(「奴隷制というテーマはことのほかマルティニーク人のお気に召さなかった」とコメントしていた)からも注目に値する。第4章で述べる通り、大西洋をわたったアンティル海外県出身者にとって、「亡命者」意識が変わるきっかけは1982-1983年あたりの文脈の変化にあったが、セゼールの政治家、作家としての70年代の取り組みは伝わっていなかった。移民経験は奴隷の記憶と重ねられた現代の体験であったが、「奴隷制」をキーワードにした海外県出身者の組織化は、ジャーナリストや市民運動家を驚かせた。この組織化が関係する奴隷貿易と奴隷制を人道に対する罪であると認めるトビラ法の議論が始まった1998年以降、徐々に注目を集め、多様性に賭けるフランスのチャレンジ最前線を構成する現代へと続くのである。

2001 年以降のセゼールは、植民地責任の視点から補償を求めるのは不適切と判断を提示する傍ら、集団の独自性に鑑み、アイデンティティが共和国の憲法原則として謳われるべきとする原点回帰の姿勢を打ち出した。それは、アンティル出身者の多くに共有されているわけではないが、

「フランスとの共存」(2003	年以降のインタビュー)	を前提とするマルティニーク	人民が生き延
びる上で必要な措置としてい	る。		